

平成 30 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 74 号議案～第 93 号議案

平成 30 年 8 月 28 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 74 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)	別 冊
第 75 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 76 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 77 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 78 号 議案	平成 30 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 79 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市一般会計決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 80 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 81 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市病院事業会計決算の認定について	6 決算書 等別冊
第 82 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 83 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市簡易水道事業会計決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 84 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市貯木事業会計決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 85 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市下水道事業会計決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 86 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 87 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について	12 決算書 等別冊

第 88 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について	13 決算書 等別冊
第 89 号 議 案	舞鶴引き揚げの日条例制定について	14
第 90 号 議 案	舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例制定について	16
第 91 号 議 案	工事請負契約について(東浄化センター汚泥処理施設 (し尿)解体工事)	52
第 92 号 議 案	土地改良事業の施行について	54
第 93 号 議 案	市道路線の認定及び廃止について	59

第 79 号議案

平成 29 年度舞鶴市一般会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市一般会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 80 号議案

平成 29 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、平成 29 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会(同条第 6 項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共

団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

(第3項及び第4項 略)

第 81 号議案

平成 29 年度舞鶴市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 82 号議案

平成 29 年度舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 83 号議案

平成 29 年度舞鶴市簡易水道事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市簡易水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市簡易水道事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 84 号議案

平成 29 年度舞鶴市貯木事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 85 号議案

平成 29 年度舞鶴市下水道事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 86 号議案

平成 29 年度舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 87 号議案

平成 29 年度舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 88 号議案

平成 29 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 89 号議案

舞鶴引き揚げの日条例制定について

舞鶴引き揚げの日条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴引き揚げの日条例

舞鶴市は、第二次世界大戦後の昭和 20 年 10 月 7 日に引揚船雲仙丸が入港してから、昭和 33 年に当時国内で唯一の引揚港となっていた舞鶴港に最後の引揚船が入港するまでの 13 年間にわたり、海外からの引揚者約 66 万人と遺骨約 1 万 6 千柱を市を挙げて迎え入れた歴史を有する。

市は、昭和 63 年に設置した舞鶴引揚記念館を中心として、引揚体験者や市民等と共に、引揚げ及びシベリア抑留の史実を継承するとともに、平和の尊さを国内外に発信し続け、平成 27 年には市が所有する引揚げ関連資料が、世界的に重要な記録物としてユネスコ世界記憶遺産に登録された。

このような歴史に鑑み、舞鶴市は、世界の恒久平和を念願し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、舞鶴引き揚げの日を定めることにより、引揚げ及びシベリア抑留の史実並びに博愛の精神をもって引揚者を迎え入れた舞鶴市の歴史を次世代へ継承するとともに、平和に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(舞鶴引き揚げの日)

第 2 条 舞鶴引き揚げの日は、10 月 7 日とする。

(市の責務)

第 3 条 市は、舞鶴引き揚げの日を中心に、市民との協働の下、第 1 条の目的のために必要な取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

引揚げの史実の継承等のため、舞鶴引き揚げの日を定めたいので提案する。

第 90 号議案

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年条例第11号)
の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第3条の3 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、
その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表
第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。

第4条第1項中「同表ウ欄」を「同表エ欄」に改める。

第5条第1項中「同表エ(ア)欄」を「同表オ(ア)欄」に改め、同条第2項中「別
表第2エ(イ)欄」を「別表第2オ(イ)欄」に改める。

第6条第1項中「同表オ(ア)欄」を「同表カ(ア)欄」に改め、同条第2項中「同
表オ(イ)欄」を「同表カ(イ)欄」に改め、同条第3項中「同表オ(ウ)欄」を「同表
カ(ウ)欄」に改める。

第12条第1項第3号中「第3条の2第1項」の右に「、第3条の3」を加える。
別表第1に次のように加える。

旧青井小学校地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計 画旧青井小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定 められた区域
旧神崎小学校地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計 画旧神崎小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定 められた区域
旧由良川中学校地 区地区整備計画区 域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計 画旧由良川中学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が 定められた区域

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第6条関係)

地 区 整 備 計 画 名 称	計 画 区 画 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ		カ		
		建築してはならな い建築物	建築物 の容積 率の最 高限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物の外壁等	敷地境 界線ま での距 離の最 低限度	建築物の高さ		
						(ア) 距離		(イ) 適用除 外の建 築物等	(ア) 最高限 度	(イ) 最低 限度
安 岡 地 区 地 区	専 用 住 宅 区	次の各号に掲げ る建築物以外の建 築物 (1) 一戸建専用住 宅 (2) 一戸建兼用 で、延べ面積の2			165 m ²	1.2m	次の各 号のい れかに 該当す る建 築物等 (1) 外 壁等の	10m(軒 の高さ は7m)		5m

分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が 50 m² 以下のもの

- ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- イ 出力の合計が 0.75 キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房

(3) 一戸建住宅で宅配便取次所、クリーニング取次所又はたばこ店を兼ねるもの

(4) 集会所

(5) 前各号の建築物に附属するもの

中心線の長さの合計が3m以下であるもの

(2) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫

(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であるもの

(4) 電

						気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物		
	一般住宅地区			同上	同上	同上	第2種中高層住居専用地域については、13m	同上
東舞鶴駅周辺地区	A 地の区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風俗営業等の規制及び業務の		都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は	都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は	外壁等の壁面線を越えないで建築する場合において、ポーチその他		7m12m。ただし、附属建築物で平家

	<p>適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、建築物の1階部分を住居のみの用途に供するもの</p>		<p>東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、250㎡</p> <p>舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、250㎡</p> <p>これに類する建築物の部分で、当該敷地の水投影の前面道路に面する長さの前面道路に接する部分(地区計画の計画図(以下「計画図」という。)2)以下で、かつ、高さ5m以下であるものまでの距離1.5m</p>	<p>建てたものについてはこの限りでない。</p>
B 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号</p>		<p>都市計画道路東舞鶴駅南口中央</p>	<p>7m12m</p> <p>。ただし、附属</p>

	<p>に掲げる建築物</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接する敷地については、建築物の1階部分を住居のみの用途に供するもの</p>			<p>線に接する敷地でこれに面する建築物の1階部分の道路境界線(計画図2に表示する部分に限る。)までの距離1.5m</p>			<p>建築物で平家建てのものについてはこの限りでない。</p>
C	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(〜)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業の用に供する建築物</p>						
D	<p>次の各号に掲げ</p>						

地区	<p>る建築物</p> <p>(1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 法別表第2(り)項に掲げる建築物</p>								
E地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 法別表第2(ほ)項第2号、(へ)項第2号若しくは第5号又</p>						15m	5m	

	<p>は(と)項第3号若しくは第4号に掲げる建築物</p> <p>(4) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和56年京都府規則第4号)第4条第1項第1号から第3号までに定める営業の用に供する建築物</p>							
F 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物</p> <p>(2) 風営法第2条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則第4条第1項第1号又は第2号に定め</p>					15m	5m	

	る営業の用に供 する建築物							
和 田 地 区	次の各号に掲げ る建築物以外の建 築物 (1) 一戸建専用住 宅 (2) 一戸建兼用 で、延べ面積の2 分の1以上を居住 の用に供し、か つ、次の用途に供 する部分の床面 積の合計が 50 m ² 以下のもの ア 事務所 イ 日用品の販 売を主たる目 的とする店舗 ウ 理髪店、美容 院、クリーニン グ取次店、質 屋、貸衣装屋、 貸本屋その他 これらに類す るサービス業 を営む店舗 エ 学習塾、華道 教室、囲碁教室		165 m ²	里道 を除く 道路境 界線ま での距 離は 1.0m 隣地 境界線 までの 距離は 0.7m	次の各 号のい ずれか に該 当する 建 築物等 (1) 外 壁等の 中心線 の長さ の合計 が3m以 下であ るもの (2) 軒 の高さ が2.3m 以下の 自動車 車庫 (3) 物 置その 他これ に類す る用途 に供 し、軒 の高さ	10m	5m	

<p>その他これらに類する施設 オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。)</p>	<p>が2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内であるもの</p>
<p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>	
<p>(4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p>	
<p>(5) 診療所</p>	
<p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>	
<p>(7) 府道余部下舞鶴港線又は市道和田通線に接する敷地については、上記に掲げる</p>	

もののほか次の用途に供するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

ア 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの

イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店でその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの

ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗で

		その用途に供 する部分の床 面積の合計が 150 m ² 以内のも の							
田 中 町 地 区	生 活 利 便 施 設 地 区	次の各号に掲げ る建築物 (1) ホテル、旅館 等の宿泊施設 (2) 公衆浴場 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計 が 15 m ² を超える 畜舎		150 m ²	0.75m	次の各 号のい れかに 該当す る建 築物等 (1) 外 壁等の 中心線 の長さ の合計 が3m以 下であ るもの (2) 軒 の高さ が2.3m 以下の 自動車 車庫 (3) 物 置その 他これ に類す る用途	12m		5m

						に 供 し、軒 の高さ が 2.3m 以 下 で、か つ、床 面積の 合計が 5 m ² 以 内であ るもの		
低 層 住 宅 地 区	生活利便施設地 区に掲げるものの ほか、次の各号に掲 げる建築物 (1) 工場。ただし、 自家販売のため に食品製造業を 営むパン屋、米 屋、豆腐屋、菓子 屋その他これら に類するもので 作業場の床面積 が 50 m ² 以内のも のはこの限りで ない。 (2) 事務所 (3) 店舗、飲食店、			150 m ²	0.75m	次の各 号のい れかに 該当す る建 築物等 (1) 外 壁等の 中心線 の長さ の合計 が 3m以 下であ るもの (2) 軒 の高さ が 2.3m 以下の	10m	5m

	<p>その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。)第 130 条の 5 の 3 に定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m² 以内の建築物以外の建築物</p>				<p>自動車 車庫 (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以内であるもの</p>			
上 安 吉 井 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 住宅で日用品</p>		130 m ²	1.0m	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計</p>			

<p>の販売を主たる 目的とする店舗 又は食堂若しく は喫茶店を兼ね るもの</p>	<p>が3m以 下であ るもの</p>
<p>(4) 住宅で理髪 店、美容院、クリ ーニング取次店 その他これらに 類するサービス 業を営む店舗を 兼ねるもの</p>	<p>(2) 軒 の高さ が2.3m 以下の 自動車 車庫</p>
<p>(5) 住宅で美術品 又は工芸品を製 造するためのア トリエ又は工房 (原動機を使用す る場合にあって は、その出力の合 計が0.75キロワ ット以下のもの に限る。)を兼ね るもの</p>	<p>(3) 物 置その 他これ に類す る用途 に供 し、軒 の高さ が2.3m 以下 で、か つ、床 面積の 合計が 5 m²以 内であ るもの</p>
<p>(6) 共同住宅、寄 宿舍又は下宿</p>	
<p>(7) 神社、寺院、 教会その他これ らに類するもの</p>	
<p>(8) 老人福祉施設</p>	

	<p>又は児童福祉施設その他これらに類するもの</p> <p>(9) 診療所</p> <p>(10) 病院</p> <p>(11) 幼稚園、保育所又は集会所</p>						
西舞鶴駅前地区	<p>次の各号に掲げる建築物(風営法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供するものを除く。)以外の建築物。ただし、公共公益上やむを得ないものについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 店舗又は飲食店</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) ホテル</p> <p>(4) 展示場</p> <p>(5) 劇場、映画館</p> <p>その他これらに類するもの</p> <p>(6) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその</p>		500 m ²				7m12m

		<p>他これらに類するもの</p> <p>(7) 自動車車庫、 駅舎</p> <p>(8) 公共用歩廊</p> <p>(9) 住宅。ただし、建築物の1階部分を専用住宅の用に供するものを除く。</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの</p>						
舞鶴地区 公共 病 院 地 区	A	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、公益上やむを得ないものについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 病院</p> <p>(2) 自動車車庫</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>	<p>建築物の敷地面積が1,000㎡に満たない場合は10分の20</p>	500 m ²	4.0m	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫</p> <p>(2) 物置その他これに類するもの</p>		

	B 地 区	同上	同上		同上				
天 台 ・ 住 清 道 地 区	専 用 住 宅 地 区	次の各号に掲げ る建築物以外の建 築物 (1) 一戸建専用住 宅 (2) 一戸建兼用 で、延べ面積の2 分の1以上を居住 の用に供し、か つ、次の用途に供 する部分の床面 積の合計が 50 m ² 以下のもの ア 事務所 イ 理髪店、美容 院又はクリー ニング取次店 ウ 学習塾、華道 教室、囲碁教室 その他これら に類する施設 エ 美術品又は 工芸品を製作 するためのア トリエ又は工 房(原動機を使		165 m ² 。た だし、 土地区 画整理 事業に よる仮 換地の 指定又 は換地 処分の あった 土地 で、次 の各号 のいず れかに 該当す るもの は、当 該1区 画につ き 150 m ² (1) 面積	1.0m	次の各 号のいず れかに該 当する建 築物等 (1) 外 壁等の 中心線 の長さ の合計 が3m以 下であ るもの (2) 軒 の高さ が2.3m 以下の 自動車 車庫 (3) 物 置その 他これ に類す る用途 に 供 し、軒			

<p>用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p>	<p>が300㎡以上</p>	<p>の高さが2.3m以下</p>
<p>(3) 交番、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p>	<p>330㎡未満で、かつ、2区画に分割されている土地</p>	<p>で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの</p>
<p>(4) 集会所</p>	<p></p>	<p></p>
<p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p>(2) 面積が450㎡以上495㎡未満で、かつ、3区画</p>	<p></p>

				に分割されている土地				
一般住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建専用住宅</p> <p>(2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が 50 m² 以下のもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室</p>			同上	同上	同上		

	<p>その他これらに類する施設 オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 共同住宅で平家建又は2階建のもの</p> <p>(4) 幼稚園又は保育所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 交番、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(7) 集会所</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの</p>								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

女 布 北 町 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建専用住宅</p> <p>(2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が 50 m² 以下のもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室</p> <p>その他これらに類する施設</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合には、その出力の合計が</p>			<p>155 m²。ただし、集中浄化槽用機械室又は集中ガス庫に係る敷地についてはこの限りでない。</p>	0.7m	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>(2) 軒の高さが2.7m以下の自動車車庫</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下</p>	10m(軒の高さは7.5m)		
----------------------------	--	--	--	---	------	---	----------------	--	--

	<p>0.75 キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(4) 集中浄化槽用機械室又は集中ガス庫</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するものの</p>				<p>で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの</p> <p>(4) 集中浄化槽用機械室又は集中ガス庫</p>		
田園町地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建専用住宅</p> <p>(2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が60㎡以下のもの(計画</p>		135㎡	0.7m。	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるも</p>	10m(軒の高さは7.0m)	5m

<p>図に表示するA区 画の区域に限 る。)</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 食堂又は喫 茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容 院又はクリー ニング取次店</p> <p>エ 学習塾、華道 教室、囲碁教室 その他これら に類する施設</p> <p>オ 美術品又は 工芸品を製作 するためのア トリエ又は工 房(原動機を使 用する場合に あっては、その 出力の合計が 0.75 キロワッ ト以下のもの に限る。)</p>	<p>までの の 距離は(2) 軒 1.0m の高さ が2.7m 以下の 自動車 車庫</p> <p>(3) 物 置その 他これ に類す る用途 に 供 し、軒 の高さ が2.3m 以 下 で、か つ、床 面積の 合計が 5 m²以 内であ るもの</p>
<p>(3) 巡査派出所、 公衆電話所その 他これらに類す る政令第130条の 4で定める公益上</p>	

	必要な建築物 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に附属するもの								
大波下地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 事務所、店舗その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000 m ² を超えるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000 m ² を超えるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 法別表第2(ほ)項第2号若しくは第3号又は(る)項第1号						15m		

	<p>に掲げる建築物 (6) 危険物(法別表第2(と)項第4号に規定する危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの又は当該危険物の数量が政令第130条の9の表準住居地域の欄に定める数量を超えるもの (7) 風営法第2条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は第5項に該当する営業の用に供する建築物</p>							
旧青井小学校	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、図書館</p>	10	10	2.0m	10m			
	<p>分の分の 20。た6。ただし、建築物の敷地面積</p>							

地区	館その他これら	面積が	積が					
	に類するもの	3,500	3,500					
	(2) 老人ホーム、	m ² を超	m ² を超					
	保育所、福祉ホー	える場	える場					
	ムその他これら	合は	合は					
	に類するもの	10分	10分					
	(3) 老人福祉セン	の5	の3					
	ター、児童厚生施							
	設その他これら							
	に類するもの							
(4) 診療所又は助								
産所								
(5) 体育館その他								
の運動施設(ボー								
リング場、スケー								
ト場、スキー場及								
びゴルフ練習場								
を除く。)								
(6) ホテル又は旅								
館								
(7) 事務所								
(8) 日用品の販売								
を主たる目的と								
する店舗								
(9) 飲食店								
(10) 理髪店、美容								
院、クリーニング								
取次店、質屋、貸								
衣装屋その他こ								
れらに類するサ								

ービス業を営む
店舗

(11) 洋服店、畳
屋、建具屋、自転
車店、家庭電器
具店その他これ
らに類するサー
ビス業を営む店
舗

(12) 自家販売の
ために食品製造
業(食品加工業を
含む。)を営むパ
ン屋、米屋、豆腐
屋、菓子屋その他
これらに類する
もの

(13) 学習塾、華道
教室、囲碁教室そ
の他これらに類
する施設

(14) 美術品又は
工芸品を製作す
るためのアトリ
エ又は工房

(15) 公民館又は
集会所

(16) 観光客が利
用するための施
設で次のいずれ

	<p>かに該当するもの</p> <p>ア 観光案内所 又は休憩所</p> <p>イ 農産物又は 土産物の販売 店</p> <p>ウ 体験学習施設</p> <p>(17) 農林水産物の 処理、貯蔵又は 加工に必要な施設</p> <p>(18) 製造業を営 むための施設(法 別表第 2(ぬ)項 (第 2 号を除く。) に掲げるものを 除く。)</p> <p>(19) 前各号の建 築物において事 業に従事する者 が居住するため の住宅又は寄宿 舎</p> <p>(20) 前各号の建 築物に附属する 倉庫又は物置</p>							
旧	次の各号に掲げ	10	10	2.0m		15m		

神 崎 小 学 校 地 区	る建築物以外の建	分 の分 の						
	築物	20。た6。ただ						
	(1) 学校(専修学	だし、し、建						
	校及び各種学校	建築物築物の						
	を含む。)、図書	の敷地敷地面						
	館その他これら	面積が積 が						
	に類するもの	3,700 3,700						
	(2) 老人ホーム、	m ² を超m ² を超						
	保育所、福祉ホ	える場える場						
ムその他これら	合 は合 は							
に類するもの	10 分10 分							
(3) 老人福祉セン	の5 の3							
ター、児童厚生施								
設その他これら								
に類するもの								
(4) 診療所又は助								
産所								
(5) 体育館その他								
の運動施設(ボー								
リング場、スケー								
ト場、スキー場及								
びゴルフ練習場								
を除く。)								
(6) ホテル又は旅								
館								
(7) 事務所								
(8) 日用品の販売								
を主たる目的と								
する店舗								
(9) 飲食店								

(10) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

(11) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗

(12) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの

(13) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

(14) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房

(15) 公民館又は 集会所								
(16) 観光客が利 用するための施 設で次のいずれ かに該当するも の								
ア 観光案内所 又は休憩所								
イ 農産物又は 土産物の販売 店								
ウ 体験学習施 設								
(17) 農林水産物 の処理、貯蔵又は 加工に必要な施 設								
(18) 製造業を営 むための施設(法 別表第 2(ぬ)項 (第 2 号を除く。) に掲げるものを 除く。)								
(19) 前各号の建 築物において事 業に従事する者 が居住するため の住宅又は寄宿								

	<p>舎</p> <p>(20) 前各号の建築物に附属する倉庫又は物置</p>							
旧 由 良 川 中 学 校 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 診療所又は助産所</p> <p>(5) 体育館その他の運動施設(ボート場、スケート場、スキー場及びゴルフ練習場を除く。)</p> <p>(6) ホテル又は旅</p>	<p>10</p> <p>分の20。</p> <p>た</p> <p>4,300</p> <p>m²を超える場合は10分の5</p>	<p>10</p> <p>分の6。</p> <p>た</p> <p>4,300</p> <p>m²を超える場合は10分の4</p>	<p>2.0m。</p> <p>ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域には新たに建築し</p>	15m			

	<p>館</p> <p>(7) 事務所</p> <p>(8) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(9) 飲食店</p> <p>(10) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(11) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(12) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>(13) 学習塾、華道教室、囲碁教室そ</p>		<p>てはならない。</p>			
--	--	--	----------------	--	--	--

その他これらに類する施設

(14) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房

(15) 公民館又は集会所

(16) 観光客が利用するための施設で次のいずれかに該当するもの

ア 観光案内所又は休憩所

イ 農産物又は土産物の販売店

ウ 体験学習施設

(17) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設

(18) 製造業を営むための施設(法別表第2(ぬ)項(第2号を除く。)に掲げるものを

	除く。)							
	(19) 前各号の建築物において事業に従事する者が居住するための住宅又は寄宿舎							
	(20) 前各号の建築物に附属する倉庫又は物置							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市計画における旧青井小学校地区ほか 2 地区の地区計画が決定したことに伴い、これら地区に係る地区整備計画区域及び建築物の制限に係る規定を追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 91 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

東浄化センター汚泥処理施設(し尿)解体工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

169,059,960 円

4 契約の相手方

鶴美・ホクタン・サクライ特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 36

鶴美建設株式会社

代表取締役 久富 諭治

構成員 舞鶴市田中町 48-10

株式会社ホクタン建設工業

代表取締役 原田 孝

構成員 舞鶴市字余部下 961-4

株式会社サクライコンストラクション

代表取締役 櫻井 さおり

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

東浄化センター汚泥処理施設(し尿)解体工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 92 号議案

土地改良事業の施行について

下記の土地改良事業の施行について、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 87 条の 5 第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

土地改良事業(応急工事計画)の概要

事業名	事業施行場所	計画事業量
災害復旧事業(農地)	舞鶴市字天台地内	田 0.05ha
〃	舞鶴市字真倉地内	畑 0.08ha
〃	〃	田 0.02ha
〃	〃	田 0.05ha
〃	〃	田 0.09ha
〃	舞鶴市字城屋地内	田 0.11ha
〃	舞鶴市字桑飼下地内	田 0.10ha
〃	舞鶴市字西方寺地内	田 0.10ha
〃	〃	田 0.10ha
〃	舞鶴市字滝ヶ宇呂地内	田 0.11ha
災害復旧事業(農業用施設)	舞鶴市字瀬崎地内	水路 90m
〃	舞鶴市字倉谷地内	ため池 1箇所
〃	舞鶴市字真倉地内	頭首工 23m

災害復旧事業(農業用施設)	舞鶴市字上福井地内	水路	20m
---------------	-----------	----	-----

提案理由

土地改良事業の施行に当たり、当該土地改良事業の計画を定めたいので提案する。

参 考

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 (第 1 項 略)

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

(第 1 号から第 4 号まで 略)

(5) 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。)又は土地改良施設の突発事故被害(突発的な事故による被害をいう。以下同じ。)の復旧

(第 6 号及び第 7 号 略)

(急施の場合)

第 87 条の 5 第 85 条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第 2 条第 2 項第 5 号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

(第 2 項 略)

(土地改良事業の開始)

第 96 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

(第 2 項以下 略)

(準用規定)

第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 4 項から第 7 項まで、第 36 条の 2 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88 条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合に

において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 2 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第 4 項中「組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、第 36 条の 2 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第 3 条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定

めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続(第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあつては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手続)」とあるのは「手続」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者(国及び都道府県を除く。)」と読み替えるものとする。

(第 2 項 略)

第 93 号議案

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 認定する路線

路線名	起点及び終点	重要な経過地
七日市立丁 1 号線	舞鶴市字七日市小字立丁 378 番 1 から	
	舞鶴市字七日市小字立丁 379 番 7 まで	

2 廃止する路線

路線名	起点及び終点	重要な経過地
芥子谷団地 26 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 9 から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 10 まで	
芥子谷団地 27 号線	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 9 から	
	舞鶴市字行永小字芥子谷 1600 番 10 まで	

提案理由

七日市地区の路線の市道認定及び行永地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。